

入札説明書に関する補足説明

1. 入札参加に関する条件等（入札説明書 3～6 ページ）について

該当項目	補足説明
①入札説明書 4 ページにおける「元請として国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体における 10kW以上の太陽光発電設備の設置に関する工事实績」の範囲について	<p>ここでいう「国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体」とは、そのものみではなく、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第 1 条」に規定される法人も含まれます。また、旧公団、公社についても含まれます。</p>
②グループと J V（共同企業体）の違いについて	<p>J V の場合は、さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱に基づき、資格審査が必要となります。また、構成員の全てが平成 25・26 年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（建設工事）の該当業種に登録されている必要があります。</p> <p>本件は、建設業の資格者に限らず、民間企業の応募を広く求める観点から、上記要綱に縛られないグループの形態での募集を行います。グループでの応募の場合は、入札説明書 4 ページ（1）②のとおり各企業で、その担当する役割における資格登録があれば応募可能となります。</p>
③グループで応募する場合の役割分担について	<p>全体統括については 1 社としてください。その他の役割については、複数となってもかまいませんが、1 つの役割に複数社を立てる場合は、当該役割のなかでの代表企業がわかるようにしてください。</p> <p>様式第 1 号への記載例)</p> <p>業務役割：施工業務（代表企業）</p> <p>なお、グループで応募する場合は、入札説明書「5.2 入札参加に関する留意事項」のとおり、代表事業者のみならず、構成事業者についても落札者の下請けとなることは禁止し</p>

	<p>ていますので、ご注意ください。</p>
<p>④全体統括を担う事業者について</p>	<p>全体統括は、本業務全体を統括する役割となります。このため、グループ構成企業のうち、1社の役割を全体統括のみとすることは可能です。また、各役割は重複可能ですので、設計業務、施工業務、工事監理業務を担う事業者の中から全体統括の役割を担う事業者を選定することも可能です。なお、各役割の資格要件については、入札説明書 4 ページ (1) ②のとおりです。</p>
<p>⑤施工業務に当たる者（監理技術者）の変更について</p>	<p>参加表明時に配置していただく監理技術者の変更は止むを得ない場合を除き、原則認めておりませんので、実際に業務に当たることが可能な技術者の配置をお願いします。なお、監理技術者の配置に際しては、下記質問⑥の回答も参考にしてください。</p>
<p>⑥施工業務に当たる者（監理技術者）の配置について</p>	<p>監理技術者については、要求水準書 40 ページに記載のとおり、対象校 1 校ずつに配置していただく必要はありません。なお、競争入札参加申込兼資格確認申請書提出時には入札説明書 5 ページ (2) に記載の資格者についてそれぞれ 1 名、合計 4 名の技術者を選出し、経歴書等を提出してください。なお、入札説明書 5 ページ (2) に記載の通り、設計に当たる者のうち、管理技術者については、建築もしくは電気担当主任技術者のいずれか一つを兼任することが可能ですので、管理技術者がこれらの主任技術者を兼務する場合は、合計 3 名の技術者について、経歴書等を提出してください。また、それぞれの技術者は設計業務、施工業務の役割を担う企業より選出してください。</p>
<p>⑦監理技術者選出について（平成 25 年 7 月 18 日追加）</p>	<p>競争入札参加申込兼資格確認申請書提出時は 1 名選出してください。落札後、市と協議の上、監理技術者を増員することは可能とします。</p>

2. 入札保証金（入札説明書 15～16 ページ）について

該当項目	補足説明
①入札説明書 15 ページ (14) ①に関して、入札保証保険契約を締結したときの保険証券の提出について	保険証券については、入札書提出時に写しを提出してください。（さいたま市特定調達契約に係る一般競争入札参加者心得第 10 条）
②入札説明書 16 ページ②「地方自治法施行令第 167 条の 5 に規定する資格を有する者で過去 2 年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約」の解釈について	種類及び規模をほぼ同じくする契約の解釈ですが、入札説明書 2 ページ「2.4 業務範囲」の内容を備えた契約を言います。したがって、例えば単年で 60 箇所太陽光発電設備等を設置した契約では、年度ごとに見れば種類及び規模はほぼ同一ではありますが、契約全体で見れば本業務と同一とは言えないため、適用になりません。
③入札説明書 16 ページ③「上記①及び②に掲げる者のほか、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがないと市長が認めるとき」について	本条項については、さいたま市契約規則第 9 条に基づいて記載していますが、本業務においては適用が困難と考えます。
④入札保証保険契約について（平成 25 年 7 月 18 日追加）	入札保証保険契約を保険会社と締結する場合の保証期間は、入札日以前から平成 25 年 10 月 18 日（本契約締結予定日）までとしてください。